

個人（水道使用者）が所有する給水装置の工事（修繕）に係る費用負担の区分

給水装置の工事（修繕）が発生する理由 給水装置の工事（修繕）が必要な箇所		漏水が起因する給水装置工事（修繕）	市の事業が起因する給水装置工事（修繕）		水道使用者に起因する給水装置工事（修繕）				
			配水管布設工事（既設給水装置がある場合）	検漏業務（メータ交換）	引越し等に伴う開閉栓		ご自宅等の新築、建替やリフォーム	給水装置の老朽化等に伴う入替や長期不使用による出不良等	不要となった給水装置の撤去
					開栓時	閉栓時			
水道メータの二次側	分水栓（市の配水管との分岐部）	市	市	市			個人（水道使用者）	個人（水道使用者）	個人※2（水道使用者）
	給水管、及び共用管	市	市	市			個人（水道使用者）	個人（水道使用者）	個人※2（水道使用者）
	止水栓及び止水栓筐	市	市	市	市	市	個人（水道使用者）	個人（水道使用者）	個人（水道使用者）
	不凍栓（メータボックス内にある栓）	市※1	市※1	市※1	市※1	個人（水道使用者）	個人（水道使用者）	個人（水道使用者）	個人（水道使用者）
	メータボックス	個人（水道使用者）	個人（水道使用者）	個人（水道使用者）	個人（水道使用者）	個人（水道使用者）	個人（水道使用者）	個人（水道使用者）	個人（水道使用者）
水道メータの二次側	給水管	個人※3（水道使用者）	個人※3（水道使用者）	個人※3（水道使用者）	個人※3（水道使用者）	個人（水道使用者）	個人（水道使用者）	個人（水道使用者）	個人（水道使用者）
	給水栓（蛇口）、弁類や給水器具等	個人（水道使用者）			個人（水道使用者）	個人（水道使用者）	個人（水道使用者）	個人（水道使用者）	個人（水道使用者）

◎ 説明事項

- 1) 給水装置は個人（水道使用者）の所有物ですので、工事や修繕に要する費用は個人負担となります。また、市が維持管理上の観点等から最小限の範囲で工事や修繕を行う場合がございますが、市が全ての給水装置の工事や修繕を行うわけではありません。
- 2) 閉栓時に水道メータの二次側における給水装置の漏水のほか、不凍栓の不良などを確認した場合は個人（水道使用者）にお知らせいたしますので、開栓時までには工事や修繕を行って下さい。
- 3) ※1の不凍栓は、市が交換を必要とする場合に適用となります。（既設に問題がない場合は、再使用します。）
- 4) ※2の給水装置の撤去については、市が維持管理上の観点等から撤去（既設給水管分岐部の元止め）を必要とする場合は、個人（水道使用者）の了解を得て行うことがあります。
- 5) ※3の給水管が市が行う工事や修繕の影響範囲となる場合は、最小限の範囲で工事や修繕を行うことがあります。